

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱

平成18年(2006年)8月4日 平18医務保険第1169号

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師及び歯科医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けについて、貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和60年山口県条例第2号。以下「条例」という。）及び山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則（昭和60年山口県規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公的医療機関等」とは、第3条に規定するものをいう。

2 この要綱において、「医師等」とは、医師又は歯科医師をいう。

3 この要綱において、「臨床研修」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修をいう。

(公的医療機関等)

第3条 条例第2条第7号に規定する公的医療機関その他の病院又は診療所で知事が指定するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第31条に規定する公的医療機関
- (2) 独立行政法人国立病院機構が開設した病院
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構が開設した病院
- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設した病院
- (5) 国立大学法人が開設した病院
- (6) 医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院

(貸付けの対象者)

第4条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、将来県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しようとする者であって、各年度の山口県医師及び歯科医師修学資金募集要項（以下「募集要項」という。）の応募資格に該当するものとする。

(貸付けの申請等)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則第5条に規定する修学資金貸付申請書に、同条各号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 医師及び歯科医師修学資金応募理由書
- (2) 修学資金の貸付けを受けようとする者（山口大学医学部に在籍する者を除く。）が県内の高等学校又は県内の中等教育学校を卒業した者であるときは、それを証明する書面

(3) 修学資金の貸付けを受けようとする者（山口大学医学部に在籍する者を除く。）が県外の高等学校若しくは県外の中等教育学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者であるときは、貸付けの申請をする日の3年以上前から保護者が山口県内に継続して在住し、現在も在住していることを証明する書類（保護者の在住を証明する住民票の写し又は戸籍の附票の写し）

(4) 本人と生計を同じくする家族全員の収入を証明する書類（市町村長の発行する前年分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）

（貸付けの条件）

第6条 この修学資金の貸付けの決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 修学資金の貸付けを受ける者は、大学を卒業した日から2年以内に医師等の免許を取得し、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した場合において、その修了した日の属する月の翌月の初日から起算した期間（学校教育法第97条に規定する大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業若しくは介護休業をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間。以下同じ。）が通算して修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（以下「従事対象期間」という。）に達するまでの間に、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間（修学資金の貸付けを受けた期間が3年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けた期間のうち1年（修学資金の貸付けを受けた期間が5年以上の者にあつては、2年）を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。以下「従事期間」という。）が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）に達するまで医師等としてその業務に従事しなければならない。

(2) 修学資金の貸付けを受ける者が医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を受ける場合、県内の臨床研修病院が管理を行う臨床研修でなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めるときは、県外の臨床研修病院が管理を行う臨床研修を受けることができ、この場合においては、従事期間に、臨床研修を受けた期間を含めないものとする。

(3) 修学資金の貸付けを受ける者は、条例、規則及びこの要綱に定める義務を誠実に履行しなければならない。

（返還債務の免除）

第7条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部を免除するものとする。

(1) 従事対象期間に達するまでの間に、従事期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき（条例第8条第1号関係）

(2) 従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき（条例第8条第2号関係）

(3) やむを得ない事由により、従事対象期間に達するまでの間に、従事期間が、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に達しないこととなる場合にあっては、やむを得ない事由が消滅した後、引き続いて県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事することにより、従事期間が、通算して修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき（条例第8条第4号関係）

2 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部又は一部を免除する場合がある。

(1) 死亡又は心身障害により修学資金を返還することができなくなったとき（条例第8条第3号関係）

(2) やむを得ない事由により、従事対象期間に達するまでの間に、従事期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に達しなかったとき（条例第8条第4号関係）

（特例措置）

第8条 県内の公的医療機関等において募集要項に定める特定の診療科の医師等としてその業務に従事しようとする者を貸付けの対象者として募集する場合にあっては、その募集に応じ貸付けを受けた者が県内の公的医療機関等において当該特定の診療科の医師等としてその業務に従事した場合に限り、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事したものとみなして、条例、規則及びこの要綱の規定を適用する。

2 臨床研修の修了後に山口大学医学部附属病院において医師等としてその業務に従事した期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の1に相当する期間（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を超える場合は、当該超える期間は、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しなかった期間とみなして、条例、規則及びこの要綱の規定を適用する。ただし、やむを得ない事由があると知事が認める場合はこの限りではない。

3 修学資金の月額が20万円の場合にあっては、過疎地域の病院の医師等として従事期間のうち4年の期間その業務に従事した場合に限り、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事したものとみなして、条例、規則及びこの要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日前に修学資金貸付けの決定を受けた者の改正後の第6条(2)の規定の適用については、なお従前の例による。